

育成を図る林業経営体の選定要領

農林水第30-509号

平成31年3月25日

(目的)

第1 この要領は、県が、林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）3（2）の規定により、三重県内の森林において林業経営の集積・集約化の受け皿となり効率的かつ安定的な林業経営を行う林業経営体へと育成を図る林業経営体（以下「育成経営体」という）を選定するにあたり、長官通知による規定のほか、必要となる事項を定めることにより、育成経営体の適正な選定に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、林業経営体とは「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、又は他者へ請け負わせることにより、造林・保育、素材生産等の林業生産活動（以下「森林施業」という。）を行っている経営体」をいう。

(育成経営体への選定申請)

- 第3 育成経営体への選定申請ができる林業経営体の条件は、「三重県内の森林において、1年以上の森林施業の実績を有する者」とする。
- 2 申請の受付期日は次のとおりとする。なお、次に定める受付期日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日を締切日とする。
 - 第1回 5月31日
 - 第2回 8月31日
 - 第3回 11月30日
 - 第4回 2月28日
 - 3 育成経営体への選定を希望する林業経営体は、＜別紙1＞に定める書類により知事に申請するものとする。
 - 4 前項の提出書類は、申請者の主たる事業所の所在する市町を管轄する農林（水産）事務所長（主たる事業所の所在地が三重県外にある申請者の場合にあつては、三重県内の主たる事業区域を管轄する農林（水産）事務所長）に電子データにより提出するものとする。
 - 5 農林（水産）事務所長は、前項の提出書類を取りまとめの上、様式7により農林水産部長あて進達するものとする。

(判断の基準)

第4 申請した林業経営体が、育成経営体かどうかを判断する際の基準は、＜別紙2＞のとおりとする。

(育成経営体の選定)

第5 知事は、申請のあった林業経営体のうち、第4に規定する基準を満たす林業経営体を育成経営体として選定するものとする。

2 知事は、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項又は同法第44条2項の規定に基づき公表した民間事業者については、育成経営体として選定されたものとして扱うものとする。

(育成経営体の公表)

第6 知事は、第5により育成経営体として選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。)の情報を、県公式ホームページにおいて公表するものとする。

2 公表する内容は様式3によるものとし、次の期日までに公表するものとする。

第1回申請に係るもの 6月末日

第2回申請に係るもの 9月末日

第3回申請に係るもの 12月末日

第4回申請に係るもの 3月末日

3 第5第2項に基づき育成経営体として選定された林業経営体の公表する情報は、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項又は同法第44条2項の規定に基づき公表する情報と同一のものとする。

(選定の有効期間)

第7 選定の有効期間は、第6により公表した日から5年間とする。

ただし、既に「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」又は「集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者」として公表中の民間事業者を、もう一方において新たに公表する場合は、先に公表した期間とする。

(選定経営体の登録)

第8 選定経営体については、三重県林業事業体登録・公表要領(平成25年6月21日付け農林水第30-170号)第5の規定による三重県林業事業体登録名簿に登録するものとする。

なお、当該公表事業者が既に同名簿に登録されている場合は、同名簿の情報を必要に応じて変更するものとする。

(公表内容の変更)

第9 選定経営体は、第3の申請書類等の内容に変更があり、公表されている内容を変更したいときは、様式4により知事に届け出ることができるものとする。

2 選定経営体は、第10の規定による実施状況等の報告において、公表内容の変更について記載した場合は、当該報告の提出を前項の届出に代えることができるものとする。

3 前2項の届出については、第3第4項に準ずるものとする。

4 知事は、第1項又は第2項による届出があったときは、届出があった事項について、公表内容を修正するものとする。ただし、第2項の実施状況等の報告による場合は、

当該報告の内容の公表をもって、修正に代えることができるものとする。

(実施状況等の報告)

第10 選定経営体は、目標を設定した事業年度が終了するまでの間、各事業年度の終了後3ヶ月以内に、様式5により知事に実施状況等を報告するものとする。

なお、第5第2項に基づき選定された育成経営体にあつては、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募・公表要領（平成31年3月19日付け農林水第30-489号。以下「実施権公募・公表要領」という。）第10又は森林経営管理法に基づく民間事業者の公募・公表要領（令和8年3月26日付け農林水第30-426号）。（以下「管理法公募・公表要領」という。）第10に基づく報告をもって、報告したものとして扱うものとする。

2 前項の報告については、第3第4項に準ずるものとする。

3 知事は、第1項の報告内容について県公式ホームページで公表するものとする。

なお、第5第2項に基づき選定された育成経営体にあつては、公表時に適用した実施権公募・公表要領第10又は管理法公募・公表要領第10に基づく報告内容を公表するものとする。

(改善の指導)

第11 知事は、選定経営体が次のいずれかに該当するときは、当該選定経営体に対し、取組の改善に向けて指導するものとする。

なお、第5第2項に基づき選定された育成経営体にあつては、公表時に適用した実施権公募・公表要領第11又は管理法公募・公表要領第11に基づき指導するものとする。

(1) 5年後の目標に対する達成率が著しく低調になると見込まれる場合

(2) 取り組むこととしている内容について、予定年度を過ぎても実施していない場合

(選定の取り消し)

第12 知事は、選定経営体が次のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができるものとする。

(1) 選定後に要件に適合しなくなつたと認められる場合

(2) 申請にあたって虚偽の申請があつたと明らかになつた場合

(3) 選定経営体が個人の場合にあつては死亡、法人の場合にあつては消滅又は解散のいずれかに該当した場合

(4) 第11の指導にもかかわらず、その改善に向けた対応が全くみられない場合

(5) 直近の公表期間が満了するまでに次回申請をしないまま、当該期間が満了した場合

2 知事は、前項の規定により選定を取り消したときは、様式6により当該選定経営体にその旨を通知するとともに、当該選定経営体名及び選定を取り消した理由を県公式ホームページにおいて公表するものとする。

(選定の有効期間中の民間事業者の取扱い)

第13 知事は、選定の有効期間中である民間事業者を、森林経営管理法(平成30年法律第35

号)第36条第2項又は同法第44条2項の規定に基づき公表した場合、改めて育成経営体として選定されたものとして扱うものとする。

2 前項により選定された場合、選定の有効期間は、第7に準じる。

附則

1 この要領は、平成31年3月25日から施行する。

1 この要領は、令和2年4月1日に一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。

1 この要領は、令和2年6月4日に一部を改正し、令和2年6月4日から施行する。

1 この要領は、令和3年3月24日に一部を改正し、令和3年3月24日から施行する。

1 この要領は、令和3年6月25日に一部を改正し、令和3年6月25日から施行する。

1 この要領は、令和8年3月27日に一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。